

## 上野原市公告第1号

### 上野原市公共下水道事業計画変更案の縦覧について

上野原市公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、当該事業計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、縦覧期間満了まで、当該事業計画案について、市長に意見書を提出することができます。

令和8年1月23日

上野原市長 村上 信行

1 上野原市公共下水道事業計画を変更する予定区域  
別表のとおり

2 完成予定年月日  
令和14年3月31日

3 関係書類の縦覧に供する期間及び場所  
令和8年1月23日午前9時から  
令和8年2月6日午後5時まで  
上野原市役所生活環境課下水道担当  
(〒409-0192 上野原市上野原3832)

4 意見書の記載事項  
意見の趣旨、その理由、住所、氏名、生年月日、職業及び電話番号を記載すること。なお、意見を提出するものが利害関係者である場合は、利害関係を記載すること。

5 意見書の提出先

上野原市役所生活環境課下水道担当

(〒409 - 0192 上野原市上野原3832)

6 意見書の提出方法

直接持参

7 意見書の提出期限

令和8年2月6日午後5時まで